

広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の本市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載等の決定及び基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれのあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の選定)

第5条 掲載等を行う広告媒体は、それぞれの所管部局長が財務部長に協議して定める。ただし、定例的な広告媒体を除く。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに所管部局長が財務部長に協議して定める。ただし、定例的な広告媒体を除く。

(広告の募集)

第7条 広告の掲載に際し、広告媒体を所管する部局長は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

(1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3) 掲載料金

(4) 広告の募集方法

(5) 広告の選定方法

(6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 広告の募集は、当該広告を所管する部局長が前項各号に掲げる事項を記載した募集要項を定め行うものとする。

(審査機関等)

第8条 広告の掲載の可否を審査するため、浜松市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 財務部長

(2) 財務部財政課資金管理担当課長

(3) 市長公室広聴広報課長

(4) 企画調整部企画課長

(5) 市民部市民生活課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、財務部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、財務部財政課資金管理担当課長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前各項の規定にかかわらず、定例的な広告媒体に係る広告の掲載の可否は、所管する課長が財務部財政課資金管理担当課長に協議して定める。

(会議)

第9条 委員会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財務部長が定める。

附則

この要綱は、平成18年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。